議を受けたならば同条第 11 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）等（災害復旧事業債、辺地対策事業債、過疎対策事業債、平成 14 年度から平成 28 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、公害防止事業債、財源対策債、平成 12 年度から平成 14 年度までの各年度及び平成 16 年度から平成 28 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債並びに B において別表第三の十三に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした小学校に係る地方債を除く。）のうち市町村立の小学校に係るものの額に相当する額（平成 22 年度から平成 28 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 21 年度以前に着手した継続の整備事業等の地方債の額として総務大臣が調査したものに限る。）

P_{14} ＝ 0.0126

P_{15} ＝ 0.0079

P_{16} ＝ 0.0141

P_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.0096

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0144

P_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0096

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0139

P_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0096

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0140

P_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.00985

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01166

P_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.0108

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0123

議を受けたならば同条第 11 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）等（災害復旧事業債、辺地対策事業債、過疎対策事業債、平成 14 年度から平成 28 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、公害防止事業債、財源対策債、平成 12 年度から平成 14 年度までの各年度及び平成 16 年度から平成 28 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債並びに B において別表第三の十三に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした小学校に係る地方債を除く。）のうち市町村立の小学校に係るものの額に相当する額（平成 22 年度から平成 28 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 21 年度以前に着手した継続の整備事業等の地方債の額として総務大臣が調査したものに限る。）

P_{14} ＝ 0.0126

P_{15} ＝ 0.0130

P_{16} ＝ 0.0142

P_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.0096

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0145

P_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0096

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0139

P_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0096

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0140

P_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.0109

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0126

P_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.0109

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0124